

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2002-215195(P2002-215195A)

【公開日】平成14年7月31日(2002.7.31)

【出願番号】特願2001-336685(P2001-336685)

【国際特許分類第7版】

G 10 L 19/00

G 10 K 15/04

H 04 R 3/04

【F I】

G 10 L 9/18 M

G 10 K 15/04 304 A

H 04 R 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月24日(2004.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

【発明の実施の形態】

図1は、本発明の第1の実施形態に係る音楽信号処理装置の構成を示すブロック図である。図1において、音楽信号処理装置は、音楽データ入力部1と、ユーザ入力部2と、演算部3と、音声出力部4と、表示部5とを備えている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

ステップS24において、上記の差分が所定レベル以上となる周波数帯域が検出されない場合、比較部356は、処理を終了する。一方、上記の差分が所定レベル以上となる周波数帯域が検出された場合、比較部356は、検出された周波数帯域をパラメータ決定部352に出力する(ステップS25)。ステップS25の後、比較部356は、ステップS22の処理に戻り、出力音響特性検出部355からの入力を待つ。比較部356は、ステップS24において上記の差分が所定レベル以上となる周波数帯域が検出されなくなるまで、ステップS22～ステップS25の処理を繰り返す。以上により、比較部356により検出された周波数帯域は、パラメータ決定部352に出力される。